〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴代埋人は、「原判決を取り消す。被控訴人が昭和五三年五月四日付をもつてした控訴人の昭和五三年度の市民税及び都民税の特別徴収額を確定する処分を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠の関係は、次のとおり付加するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

ー 控訴人の主張

1 「合計所得金額」について

地方税法二四条の五人でによるの名の各一項三号は老年者の非課税の範囲を定めるにていて、「前年中の合計所得金額が八〇万円を超える場合」とせず、「合計所得金額が八〇万円を超える場合」としているが、「合計所得金額」が「所得の金額」と異なる概であると解するとい。地方税所には、一部のでは、「合計所得金額」の定義の意味は、総所得にするに、一部のでは、「の一部の控除を排除する。とはできない。のであり、「所得」そのものの定義を明らかにしたものとは解されているのであり、「所得」そのものの定義を明らかには、「合計のよいとしての概念が、であり、「合計所得金額」の用語を用いるに、つたのは、もともとの概念が、同法においるのには、対象を関係を定めて、「合計」の表の表が、であるのには、「合計」の表が、「合計」の実は、表現としては、表現としてが、「合計」の字句を除けば、表現としては、本質的にいる方が、「合計」の字句を除けば、表現としては類似の、本質的に即しては、をして解するというべきである。

2 いわゆる「一般的意味における所得」について

憲法八四条の租税法律主義から、課税対象及びその他の条件の意義は、税法自体で明らかにすべきことが要請されるから、前記地方税法二四条の五及び二九五条の各一項三号の「前年中の所得の金額」も同法上解釈して、その意味ないし算定方法を明らかにしなければならない。同法に右「前年中の所得の金額」の意味ないし算定方法を定めた規定がないとして、一般的な見地からその意味ないし算定方法を定めるのは、租税法律主義に反する。

3 「所得の金額」の地方税法上の解釈

そこで、右「前年中の所得の金額」の意味ないし算定方法を地方税法上解明するに、同法は、地方税における所得割の課税については、所得税法による所得の概念と、課税対象となる所得金額(課税標準)の計算方法を、法律又は政令による特別の定めのある場合を除いて、そのまま援用しているところ(三二条一、二項、三条一、二項)、所得税法においては、「所得」は課税標準として計算する以前のもの(例えば給与所得については同法二八条一項)、「所得金額」は課程標準とて算定された金額(同法第二編第二章第一節課税標準)をいい、前記「所得の金額」は右の「所得金額」と同一の意味の語であるから、「所得の金額」は課税標準として算定された金額をいうと解すべきである。そして、その算定方法は、地方税法三二条によつて、所得税法その他所得税法に関する法令(本件の場合は租税特別措置法)の規定の例によるというべきである。

二 被控訴人の主張

地方税法二四条の五及び二九五条の各一項三号にいう「前年中の所得の金額」は、 人的非課税判定上の基準であるが、その「所得の金額」とは一般的意味における所 得の金額を意味し、「合計所得金額」とは別のものである。「合計所得金額」は、 「所得の金額」と文理上異なるばかりでなく、課税所得における課税標準算出上の 概念であるから、人的非課税を判定するための基準としての「所得の金額」とは異 なる概念であることは明らかである。

三 証拠関係(省略)

〇 理由

一 当裁判所も、控訴人の本訴請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決が理由中に説示するところと同一であるから、これをここに引用する。

二 よつて、同趣旨に出た原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法七条、民訴法九五条、八九条 を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 大内恒夫 新田圭一 榮田 哲)